

「四国山地緑の回廊」の連携に係る協定

ニッポン高度紙工業株式会社（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人四国自然史科学研究センター（以下「乙」という。）、四国森林管理局（以下「丙」という。）は、生物多様性の保全等の観点から「四国山地緑の回廊」の充実を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 丙は国有林において「四国山地緑の回廊」を設定し、森林生態系を構成する多様な野生生物の移動経路の確保を図ってきた。甲はその趣旨に賛同し、甲の社有林を四国森林管理局の「緑の回廊」の設定方針に準拠して管理することとし、「四国山地緑の回廊」の充実のため、甲と丙は森林の取扱い等の連携に努めるものとする。

（協定の対象とする森林）

第2条 「四国山地緑の回廊」の連続性と野生生物の移動経路の確保などの観点から協定の対象とする区域（以下「対象森林」という。）を次のとおり設定する。

甲の社有林：高知県安芸市畑山字姥ヶ谷乙1116-3他6筆（240ha）

（森林施業の方法）

第3条 甲は対象森林において、四国森林管理局の「緑の回廊」の設定方針に基づき、野生生物の移動等にとって良好な状態になるよう森林のタイプに応じて維持・整備を適切に実施する。また、健全な森林生態系の維持・回復及び生物多様性の保全に配慮し、人工林については大面積の皆伐は行わず、将来的には針広混交林や天然林への誘導を図る。

（モニタリングの実施）

第4条 甲及び乙は対象森林のモニタリング調査を実施する。

2 モニタリングの結果得られた知見に基づき、甲は対象森林の整備や管理等を適切に行うとともに、丙及び地方自治体、研究機関への情報提供にも努める。

（情報提供と連携）

第5条 丙は国有林における「四国山地緑の回廊」から得られたモニタリングの結果や森林整備に関する知見などの情報を甲及び乙に提供する。

2 甲、乙及び丙は近隣の「四国山地緑の回廊」との連携に努める。

（協定の期間）

第6条 この協定の期間は協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この期間満了の3か月前までに甲又は乙、丙から特段の申し出がない場合は、期間満了の日の翌日より5年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項について必要がある場合は、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和元年12月19日

甲 ニッポン高度紙工業株式会社

代表取締役社長

山岡俊則

乙 特定非営利活動法人四国自然史科学研究センター

理事長

灌田哲暁

丙 四国森林管理局

局長

石垣英司